一　保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町舟戸三四九六、三四九八、三五〇〇、三五〇三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢七三八一、七九六六、七九九八から八〇〇〇まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鉢七三八一・七九九九・八〇〇〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町羽田井字中山原一四一九の六三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月三日付けで同項に規定する競技実施法人として次の法人を指定したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　名称　公益財団法人ＪＫＡ
二　住所　東京都千代田区六番町四番地六
三　事務所の所在地　東京都千代田区六番町四番地六

○国土交通省告示第百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　オキリカップ支流川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を平成二十四年国土交通省告示第千二十九号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から三十一号を順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成九年建設省告示第千二百九十七号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

北海道深川市音江町

字広里	八六九番二地先河川敷
字豊泉	一号
	二号
	一〇二二番地先河川敷
	三号
	一〇二三番
	四号
	一〇二三番一地先道路敷
	五号
	二〇八番四
	六号
	二〇三番
	七号
	二〇一番二
	八号
	一八三番三
	九号
	一八四番二
	十号及び十一号
	二六番
	二六九番地先道路敷
	十二号
	二七九番地先河川敷
	十三号
	二五七番五
	十四号及び十五号
	二五九番八
	十六号
	二六五番
	十七号
	二二二番地先河川敷
	十八号
	二二〇番四
	十九号
	二二〇番一一
	二十号
	二二〇番八
	二十一号及び二十二号
	二二九番二
	二十三号
	二二九番一
	二十四号
	二二九番一地先道路敷
	二十五号
	二〇六番三地先河川敷
	二十六号
	二〇九番一地先道路敷
	二十七号
	二一一番一地先河川敷
	二十八号
字広里	八六九番八
	二十九号
	八六九番二
	三十号
	八六九番九
	三十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　ペンケ歌志内川左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道歌志内市

字文殊	一〇〇五番　一号、十六号及び十七号
	三九番二　二号
	一〇一三番　三号から六号まで、九号及び十号
	一〇一四番　七号及び八号
	二五番一　十一号から十四号まで
	一〇一二番　十五号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　トマチャナイ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を平成二十四年国土交通省告示第百八十五号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道新冠郡新冠町

字泉	四三五番　一号
	一七九番三　二号
	一七九番二　三号及び四号
	一八〇番一　五号及び十二号
	一八〇番三　六号、七号及び十号
	四三六番　八号
	四三三番　九号
	一八〇番五　十一号
	一七五番一　十三号
	一七五番三　十四号及び十五号
	二六一番一　十六号から二十号まで
	一七三番三　二十一号
	一七三番二　二十二号
	一七四番　二十三号及び二十四号
	一八四番　二十五号
	一八三番五　二十六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　蒜沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十四年国土交通省告示第千八十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十四年国土交通省告示第百八十五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域